

気象警報発令時の学校園対応（H30.4.1 から適用）

気象警報	対象区域	時間	学校園の対応
特別警報 暴風警報	岸和田市	①午前7時現在 ②午前7時～始業時間 ③始業時間以降	①②：臨時休業（注1） ③：授業中止（授業の繰上げ等）
大雨警報 洪水警報 波浪警報 高潮警報		午前7時現在	（原則）平常通り授業を行う ※園児・児童・生徒の安全上問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、臨時休業（注2）、授業(保育)時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる。

臨時休業（注1）と臨時休業（注2）の考え方について

【学校教育法施行規則 第63条】では「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。」と記載されていますが、この規定は、「管理者である教育委員会に事前に連絡する余裕がなく、しかも急迫の事情があるときは、学校長が臨時休業にすることを認めたものである」と解釈されており、臨時休業する場合、基本的には、学校の管理者である教育委員会の了承が必要ということになります。

（注1）の場合は、既に教育委員会が了承しているという考え方のため、臨時休業に関する事前の連絡は不要ですが、（注2）の場合は、臨時休業の決定以前に教育委員会への連絡が必要となります。

ただし、いずれの場合も、臨時休業の報告を教育委員会へ行う必要があります。